

## 目次

(問1) 独身や高齢者などはメリットがないにも関わらず、なぜ支援金を払わないといけないのか。 .....	1
(問2) 「独身税」なのか。 .....	1
(問3) この制度の導入は決定事項なのか。 .....	1
(問4) この制度について、聞いたことがない。 .....	2
(問5) いつから徴収が開始するのか。 .....	2
(問6) 令和10年度以降も継続して徴収され続けるのか。 .....	2
(問7) 支援金の個人負担額はどのくらいになるのか。 .....	3
(問8) 手取りが増えないのに負担ばかり増やすのか。 .....	3
(問9) 負担額がどんどん増えていくのではないか。 .....	4
(問10) なぜ医療保険料から子育て支援に係る費用を徴収するのか。医療ではない子育て支援に医療保険料をつかうことは流用ではないのか。 .....	4
(問11) 集めたお金は何に使われるのか。 .....	5

(問 1) 独身や高齢者などはメリットがないにも関わらず、なぜ支援金を払わないといけないのか。

- 確かに独身の方や高齢者の方などは、児童手当などの給付を受けられませんが、将来高齢者になったとき、医療・介護などの社会保障をより多く利用することになります。その社会保障の支え手となるのは子どもたちです。
- そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いだすこととしております。

(問 2) 「独身税」なのか。

- 子ども・子育て支援金は、サラリーマン、企業、自営業者、高齢者など全ての方にご負担いただくものであり、独身の方のみが負担するものではありません。

(問 3) この制度の導入は決定事項なのか。

- 当制度は、国会での審議を経て、令和 6 年 6 月に成立した法律に基づいて創設されるもので、法律上、令和 8 年 4 月から導入することとされています。

(問4) この制度について、聞いたことがない。

○ こども家庭庁のホームページにおいて、当制度に関する詳細が案内されておりますので、ぜひご確認ください。

(※各市町村においてリーフレットを掲載しているサイト等を独自に設けていれば、そちらをご案内ください。)

○ 今後、より多くの方に当制度の内容、趣旨等が届くよう、周知してまいります。

(問5) いつから徴収が開始するのか。

○ 支援金は令和8年度から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収を開始する時期は当市（町村）では〇〇を想定しています（or 未定です）。

(問6) 令和10年度以降も継続して徴収され続けるのか。

○ こども・子育て支援金制度は、令和8年度から令和10年度まで段階的に導入し、令和10年度以降も継続して拠出いただく制度です。

(問 7) 支援金の個人負担額はどのくらいになるのか。

- 国民の皆様には、加入する医療保険を通じて所得に応じて支援金を拠出いただことになります。
- したがって、負担いただく金額は人によって異なりますが、令和 10 年度における加入者一人当たりの負担額は
  - ・全制度平均で月 450 円、
  - ・医療保険制度別に見ると、被用者保険で月 500 円、国保で月 400 円、後期高齢者で月 350 円となります。
- 目安としては、令和 10 年度は、現在お支払いいただいている医療保険料の 5 %程度の額となる試算です。

(参考) 令和 8 年度における加入者一人当たりの負担額は

- ・全制度平均で月 250 円、
- ・医療保険制度別に見ると、被用者保険で月 300 円、国保で月 250 円、後期高齢者で月 200 円

(問 8) 手取りが増えないのに負担ばかり増やすのか。

- 子ども・子育て支援金は、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行い、社会保険負担軽減の範囲内で徴収することで、国民の皆様に追加的なご負担がない仕組みとしています。
- そのうえで、国民健康保険制度や後期高齢者医療制度においては、低所得者に対して、子ども・子育て支援金も含む保険料の軽減措置を実施しますので、ご理解いただきたいと思います。

(問9) 負担額がどんどん増えていくのではないか。

○ 現時点では、令和10年度以降に増額することは想定していません。

(更問1) 令和8年～10年の金額は実際に増えているではないか。

- 支援金は、加速化プラン3.6兆円のうちの1兆円程度を確保するものであり、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築することが法律で定められております。
- そのため、令和10年度までは経過措置として、段階的に拠出いただく金額が上昇していますが、増え続けるものではありません。

(更問2) なぜ今後増えないといえるのか。

- 支援金が充てられる給付事業（児童手当など）やその事業に対する支援金の充当割合は法律に規定されているため、法律改正なしに充当事業を拡充し、支援金を増加させることはできない仕組みとなっています。

(問10) なぜ医療保険料から子育て支援に係る費用を徴収するのか。医療ではない子育て支援に医療保険料をつかうことは流用ではないのか。

- 子ども・子育て支援金制度は社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- 同じく分かち合い・連帯の仕組みである社会保険制度の中でも、全世代が加入しておりカバー範囲が最も広いこと、既に出産育児一時金など出産に関連する給付が行われていることや、40歳以上65歳未満の介護保険料を医療保険料として徴収していることから、本支援金についても医療保険の徴収ルートをつかうこととしています。
- また、介護保険制度と同様に、本支援金制度も医療保険とは別の制度であり、流用ではありません。

(問 11) 集めたお金は何に使われるのか。

- 支援金は、児童手当などの 6 つの子育て支援の取組（※）に充てられます。
- 支援金の使い途は法律（子ども・子育て支援法）で定められており、これらの目的以外で使用されることはありません。

（※）支援金が充当される子育て支援の取組（子ども・子育て支援特例公債の償還金を含む）

- ① 児童手当；高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第 3 子以降の支給額増額を実施  
※令和 6 年 10 月から
- ② 妊婦のための支援給付；妊娠・出産時の 10 万円の給付金※令和 7 年 4 月から制度化
- ③ こども誰でも通園制度；乳児等のための支援給付※令和 8 年 4 月から給付化
- ④ 出生後休業支援給付；育児休業給付とあわせて手取り 10 割相当（最大 28 日間）※令和 7 年 4 月から
- ⑤ 育児時短就業；給付時短勤務中の賃金の 10% 支給※令和 7 年 4 月から
- ⑥ 国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 ※令和 8 年 10 月から